

No	該当する補助金 (ロボ/ICT/パケ)	Q	A
1	全て	通信環境整備のみで補助金申請する事は可能ですか？	付帯費用（通信環境整備等）のみで申請する事は出来ません。
2	全て	複数年のパックで購入したが、補助金対象の総事業費にどの程度加えてもよいのか？	年度内に支払った単位が5年単位なら5年分、1年単位なら1年分、月単位なら実績報告までの経費としてください。ただし、契約上等で金額が確定しているものに限っては3月末までの費用も含めて構いません。 「補助対象期間の支払金額＝補助対象額」となります。
3	全て	交付決定前に購入した物品も補助対象になりますか？	年度内に購入した物品であれば対象となります。契約書等の提出書類の日付が年度内である必要があります。
4	全て	ロボット、介護ソフト、パッケージの補助金を併用出来ますか？	ロボットと介護ソフトはそれぞれ申請可能ですが、パッケージ型と併用する事は出来ません。
5	ロボット	TAISで介護テクノロジーに選定されていなくても補助対象となり得る機器はどのようなものがありますか？	床走行式リフト、スライディングボードなどの移乗支援福祉用具、一括で調理を行う機器や配膳車、インカムやLINEWORKS等のコミュニケーションツール、勤怠管理等のパックオフィスソフト、バイタル測定が可能なウェアラブル端末等です。判断が難しい場合は、必ず事務局までお問合せください。
6	全て	付帯費用の補助額はどう計算されるのですか？	主たる機器の補助基準額を上限として計算されます。（主たる機器の費用の一部であるとして計算し、付帯の物品自体には補助額が発生しません）
7	全て	付帯費用とはどのような費用の事ですか？	通信環境整備費用や主たる機器と連動するPCやタブレット等、セキュリティ対策費、工事費等です。また、スマホケースなど、主たる機器、付帯費用となる物品と一緒に使用する、かつ一般的にセット購入される物品の費用を指します。一体化的に使用する物品であっても、購入する必然性が低い場合は対象にならない可能性があります。
8	全て	交付要件を教えてください。	ここでは簡単にご説明しますので、後程、必ず交付要領をご確認ください。 (1) 介護テクノロジー導入の成果で収支が改善した場合、職員に還元する事を周知してください。 (2) SECURITY ACTIONを事業所単位で宣言してください。 (3) 業務改善計画を作成してください。 (4) LIFEに登録してください。 (5) 厚労省から打診があった場合は協力してください。 (6) 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会を設置し、3か月に1回を目途に実施してください。 (7) ケアプランデータ連携システムの利用を開始してください。※実績がなくても可 (8) コンサルティング会社等による業務改善支援、もしくは、介護生産性向上総合相談センター等が実施する研修受講、もしくは、指定の動画の視聴。 基本的には指定の動画を視聴してください。
9	全て	交付要件（6）介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の設置は全てのサービスが対象ですか？	次のサービスが対象になります。 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症台頭型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

10	全て	交付要件（7）ケアプランデータ連携システムの利用は全てのサービスが対象ですか？	次のサービスが対象になります。 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導（ケアプランデータ連携を行う計画となっている場合に限る）、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防支援、訪問型サービス（なし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（なし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）
11	全て	交付要件（8）コンサルティング会社等による業務改善支援、もしくは、介護生産性向上総合相談センター等が実施する研修受講、もしくは、指定の動画の視聴に該当する無料研修を教えてください	7月10日のウィリング横浜での補助金説明会にご参加いただけていない場合は、下記動画をご覧ください。 https://youtu.be/SUFFL00mYKA 10月2日現在は未公開ですが、厚労省のビギナーセミナーもご覧いただく必要がございます。
12	ICT	介護ソフトはどの様なソフトでも対象になりますか？	記録・共有・請求を一気通貫して行えるソフトに限られます。また、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合は、ケアプランデータ連携標準仕様に準じたCSVファイルの出力、取込機能を有しているかつ、ケアプランデータ連携システムの活用促進のためのサポート体制が整っている事が必要です。
13	ICT	介護ソフトが一気通貫であるか確認する方法を教えてください。	https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001517261.pdf 上記リストの「一気通貫の状況」にて10項目すべてに○が入っている場合、一気通貫であると判断します。ただし、事業所においてその介護ソフトを導入することで、記録から請求まで一気通貫になるものであれば補助対象となり得ます。 ※上記PDFが閲覧不可になっている場合は、下記URLから適切なリンクPDFを閲覧してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html
14	ICT	介護ソフトがデータ連携標準仕様に準じているか確認する方法を教えてください。	https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/lib/251002_5113_cp-vender_4.pdf 上記を確認してください。その上で下記が標準仕様に準じているかの判断基準になります。 居宅介護支援事業所が申請した場合→D1～D3のみでOK 介護予防支援事業所が申請した場合→D4～D7のみでOK 居宅サービス事業所が申請した場合→D1～D3のみでOK 介護予防サービス事業所が申請した場合→D4～D7のみでOK ※上記PDFが閲覧不可になっている場合は、下記URLから適切なリンクPDFを閲覧してください。 https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html
15	ICT	介護ソフトの補助対象としての要件を満たしているはずですが、指定のリストに掲載されていません。補助対象になりますか？	基本的には補助対象なりません。当該ベンダーに対し、厚労省の調査への回答を促してください。（掲載されるよう手続きをしてください）。申請の時点で掲載されていない場合、後日掲載されたとしても、原則補助対象外になると考えてください。
16	全て	昨年度補助金を受けたのですが、今年度の受給は無理でしょうか？	申請は可能です。 ただし、各事業者からの申請総額が、本事業にかかる県の予算額を超過した場合は、過去の補助実績等により優先順位に基づき、交付先を選定いたします。 優先順位に基づく選定方法は、HPに掲載しています。
17	ロボット	バックオフィスソフトは一気通貫である必要がありますか？	必要ありません。 バックオフィスソフトは介護ソフトではなく、その他機器として考えてください。原則として電子サインシステム、給与、勤怠管理ソフトの事だと考えてください。機器扱いなので台数に応じて金額が異なりますが、台数＝ライセンス数だと考えてください。

18	全て	家電量販店で購入した物品等、契約書に類する資料が存在しません。何を提出すればよろしいでしょうか？	契約書等の提出は不要ですが、レシートの写しをご提出ください。
19	全て	支払い証明（通帳等）の金額が補助対象となった金額以外の費用も含まれる為、合致しません。	補助対象となった費用がその金額に含まれる事が分かるような明細を付けてください。無いようでしたら、手書きで、第三者が理解出来るよう、その旨を記載してください。
20	全て	併設の有料ホームで使用するロボットは補助対象になりますか？	購入した物品を実質的に所持・使用する場所が、申請事業所でない場合は補助対象外となります。※他の施設、事業所で使用する物品を代理で申請するような形は認められません。
21	ロボット	「その他」機器に付帯する機器についても補助対象になりますか？	対象になりません。付帯機器は介護テクノロジーもしくは、パッケージ型で申請した場合のみ、補助対象となります。
22	全て	送料、設置費用等は補助対象になりますか？	機器等導入に必要な経費は対象となります。
23	ICT・パッケージ	見守り機器と連携する介護ソフトは新規購入ではなく、ラインセス追加でも認められますか？	認められます。ただし、オプション追加・変更等では認められません。
24	全て	申請様式3の事業完了日にはどの様な日付を入れたらよいのでしょうか？	支払いが完了した日となります。遅くとも2/28までとして作成してください。
25	ICT	購入を希望している介護記録ソフトは記録機能のみですが、既導入のソフトと併用して請求までの一気通貫になります。補助対象になりますか？	介護記録ソフトを購入する場合は、「介護テクノロジー等の導入支援（介護ソフト等）」から申請してください。ただし、職員数に関係なく、補助上限額は100万円となり、付帯機器（通信環境整備・タブレット等）を盛り込む事が出来ません。
26	全て	業務改善計画書の「介護テクノロジー導入支援事業」を選択しようとするとパスワードを求められます。	こちらは当該補助金の財源に応じて、どちらに該当するかが決まります。皆様にご申請いただくのは「介護テクノロジー定着支援事業」が適切ですので、そのまでご使用ください。
27	全て	jGrantsの事業開始日と事業終了日とは何の事ですか？	様式3に記入いただく項目と同様です。事業開始日＝事業の着手日、事業終了日＝事業の完了日です。
28	全て	ケアプランデータの連携先がありません。どの様な状況であれば、「ケアプランデータ連携の利用を開始している」と言えますか？	連携先が見つかった際は、すぐにでも連携出来る状態であれば、連携実績がなくても問題ありません。ケアプランデータ連携対応の介護ソフトが導入されており、製品ダウンロード、電子証明書をインストールした上で利用申請してください。現在は無料キャンペーン中なので、費用は発生しません。
29	ICT	既導入のソフトのバージョンアップやクラウド型への移行費用は補助対象ですか？	バージョンアップ費用は対象外ですが、クラウド型への移行費用は対象になります。
30	ICT・パッケージ	同一ソフトの記録機能と請求機能をあわせて導入したいと考えています。パッケージ型でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ソフトとして申請してください。上限額は、職員数に応じて100～250万円ですが、職員数に応じて契約額等変動しない場合は一律250万円です。 ・すでに請求機能だけ契約していて、新規に記録機能を契約する場合、これは要領上の「その他」に該当し、上限額は100万円です。この場合は、情報端末等の付帯費用を補助対象とすることはできません。介護ソフトのオプション機能等も同様です。いずれにしても、導入後の状況として介護ソフトの一気通貫等の補助要件を満たす必要があります。
31	全て	交付要領の「8 事業実施にあたっての留意事項」の(1)に記載されている、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。とありますか具体的にどのようなことでしょうか。	ようするに、導入する機器等に対して他の補助金を併用しないでください。

32	ロボット・ICT	その他機器で補助金申請する場合、一式と考えられる物品についても補助対象外ですか？	一式と考えられる物品は「付帯費用」ではなく、1つの製品として補助対象です。 例：スマホアプリ型インカム+イヤホン等
33	全て	No11に記載されている、厚生労働省「生産性向上ビギナーセミナー」のアーカイブ配信はいつ頃でしょうか。	すでに厚生労働省HPにて情報が掲載されていて、厚生労働省のYouTubeチャンネル上で動画が公開されています。 URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2024_00001.html セミナーは、東日本・西日本でそれぞれ第1回～第3回の計6回開催され、各回6つの動画があるため、いずれかの回の6つの動画を視聴してください。 【動画タイトル】 1. 介護現場の生産性向上における厚生労働省の取組等について／2. 介護サービスの生産性向上の基本と取組のポイント／3. 介護現場の生産性向上の取組発表／4. 介護現場の生産性向上の取組発表／5. 発表事業所・ファシリテーターの意見交換／6. 課題の見える化と実行計画の作成方法
34			
35			
36			
37			